

仕 様 書

1. 業務名

「GO TO トラベルと連携した瀬戸内7県に対する国内誘客支援事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月19日（金）

3. 業務の目的

GO TO トラベルにより、国内旅行の需要は大きく喚起されることが期待される。但し、GO TO トラベルのクーポンは全国すべての地域に一律条件で配布されるため、旅行の行き先としての「地域間格差」が発生する可能性が高い。

本事業では、せとうちDMOの国内向けオウンドメディア「瀬戸内Finder」を活用し、瀬戸内域内外の人々がGO TO トラベルを利用して瀬戸内を旅行先として選択することを促進し、瀬戸内7県への国内誘客支援を推進する。瀬戸内での観光が活性化することで、将来的なインバウンド観光客の安心感にもつなげる。

4. 業務の内容

せとうちDMOが運営する国内向けWEBメディア「瀬戸内Finder」に掲載される瀬戸内7県の記事を活用し、機構が瀬戸内Finderの運営に関して業務提携をしている事業者と連携して瀬戸内の魅力的な情報を瀬戸内域内外に発信することにより、本質的な瀬戸内への誘客を促進する。また、並行して瀬戸内7県の自治体や各種団体、観光関連事業者や地域住民等と連携し、瀬戸内の魅力を再発見した人々によって、安全、安心、魅力的な瀬戸内を、自信とおもてなしの心をもってアピールする。

なお、事業実施に当たっては新型コロナ禍の状況を加味し、まずは瀬戸内域内在住者の周遊を促進し、瀬戸内域外（九州、関西、首都圏等）在住者に関しては状況を見ながら時間差で情報発信し、瀬戸内への来訪を促進することとする。尚、その時期に関しては機構と協議の上で決定する。

◆瀬戸内Finderについて（概要）

瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の観光資源やその魅力を発掘・発見し、多くの人々へ発信するため、伝達力、拡散力に優れた写真を中心とした記事約2000本を掲載するWEBサイト及びSNSで構成。2019年度のPVは約330万PV、UUは約143万UUを記録。

写真家・ライター等が瀬戸内域内をめぐり、そこで撮影した写真と記事を瀬戸内Finderに掲載・発信することで、瀬戸内地域への来訪意欲を高めていくことを狙いとしている。

<http://setouchifinder.com/>（専用 WEB サイト）

<https://www.facebook.com/SetouchiFinder> （Facebook）

<https://www.instagram.com/setouchifinder/> （Instagram）

I. 瀬戸内Finderを活用した情報発信業務

宮島や姫路城、直島等の著名な観光地以外にも瀬戸内の魅力は多様で多数存在する。瀬戸内Finderにはそういった瀬戸内の知られざるたくさんの魅力が伝わる記事が約2000本あり、それらの記事は瀬戸内域外の人々にとって魅力的であることはもちろんの事、瀬戸内域内の人にとっても知られざる魅力になる。また、各県のバランスもよく充実した内容となっている。

この瀬戸内Finderを活用して、瀬戸内域内外の人々に情報発信することによりGo To トラベルを活用した旅行先として、まず瀬戸内を選択肢の一つにすることを促進する。

① 瀬戸内Finder公式SNSを活用した情報発信業務

Go To トラベルを活用した旅行先として瀬戸内を旅行先の選択肢の1つとしてもらうには、効果的に瀬戸内域内外へ瀬戸内の情報を発信し、幅広いユーザーに瀬戸内を認知してもらうこと

が重要である。そこで瀬戸内Finder公式SNSを活用して、瀬戸内の魅力的な情報をハッシュタグ等を工夫して、継続して投稿することでメディアへの露出を増やし、瀬戸内の認知向上と瀬戸内Finder公式WEBサイトへのアクセス向上を目指す。

瀬戸内に興味を持ったユーザーを瀬戸内Finder公式WEBサイトへ誘導する導線としてこのSNSを活用し、より多くの人々に瀬戸内Finderの記事を読んでもらえるような企画内容とし、投稿する頻度等も含めて提案すること。

② WEB広告等を利用した情報発信業務

① と並行して瀬戸内Finder公式WEBサイトへの誘導をさらに強化し、瀬戸内の認知を広めるために、WEB広告等を利用してメディアへの露出を増やす。広告を打つ頻度や媒体等も含めた企画提案とすること。

Ⅱ. 地域とも連携した安全・安心な情報発信業務

自粛生活が長引いたことで旅行需要は増している。しかし、「安全・安心」に対する関心は過去に類を見ないほど高まっている。そういった環境下で瀬戸内への誘客を促進するためには、観光客に「安全・安心」に関する情報を正確に発信することが重要である。

今トレンドになっている「オンラインツアー」等のWEBを活用した情報発信手法により、瀬戸内の自治体や団体、観光関連事業者、地域住民等と連携し、瀬戸内7県を網羅して来訪を促進する安全・安心な情報を、瀬戸内Finderの情報と共に発信する。（なお、提案はオンラインツアーに限定するものではない）

① 瀬戸内の「安全・安心」な情報を正確に発信できるよう、以下の検証を行うこと。

- ・調査内容：瀬戸内7県の地域の状況を把握するとともに、瀬戸内域内での「安全・安心」に配慮した取り組みやコンテンツに関する情報を収集するべく、瀬戸内の自治体や団体、観光関連事業者、地域住民等に対し電話や現地訪問等によるヒアリングを行う。
なお、調査対象としては、まず瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）を優先的に行う。
- ・留意事項 調査実施後、速やかに機構へ報告すること。

② 情報発信業務

① を踏まえ、瀬戸内の自治体や団体、観光関連事業者、地域住民等と連携し、WEBメディア等を活用して瀬戸内7県への来訪を促進する「安全・安心」な情報を、瀬戸内Finderの情報と共に正確かつ効果的に発信できるような具体的な手法を提案することとする。

Ⅲ. 効果測定・検証業務

IとIIの事業成果としてそれぞれ効果測定と検証を行い、本事業の実施による瀬戸内Finderの情報発信力の向上について結果を踏まえてとりまとめるとともに、瀬戸内Finderを活用した瀬戸内域内外から瀬戸内への誘客促進のためのプロモーション施策の検討に有効と思われる内容について報告書に記載する。

5. 報告書提出

(1) 提出物

事業実施報告書（カラー）

報告書、調査集計データ、コンテンツデータ、デジタルパンフレットその他の成果物を保存した電子媒体（CD又はDVD）

(2) 提出場所

機構の担当者宛に電子メールで提出すること。

(3) 提出期限

令和3年3月19日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること

①事前に担当職員の承認を受けること

②事業実施状況等をわかりやすく編集すること

③事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

6. その他

- (1) 受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。
- (2) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- (3) 業務の実施に際しては、実施状況を定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い円滑な事業実施に努めること。
- (4) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (5) 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- (6) 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、予め機構の承諾を得ること。
 - ・再委託する業務の範囲
 - ・再委託する合理性及び必要性
 - ・再委託先の業務履行能力
 - ・再委託業務の運営管理方法
- (9) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- (10) 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。